

個人会員の皆様へ

※特別支援教育を受けるお子様のためのプランもございます。
詳しくはHPをご覧ください。

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料（または保険金額）および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

一般社団法人 全国PTA連絡協議会

園児・児童・生徒 総合補償制度

2026
年度版



new

全てのプランで無料のカウンセリングサービスを利用できます

不登校支援カウンセリングサービス



＼もしもの1/

子供が運転する自転車で 人にケガをさせてしまった

個人賠償責任補償 **無制限** 補償！

他人にケガを負わせてしまった、他人の物を壊してしまった、などの場合にご家族も含め、無制限で補償します。（日本国外は1億円限度）

自転車条例対応

GIGAスクール対応

ご家族も補償

示談交渉サービス付き
(国内のみ)



＼もしもの2/

ケガや病気で入院・手術をすることに

24時間365日の補償

お子様の学校や、日常生活でのケガ・熱中症・疾病などに対して補償されます

＼もしもの3/

扶養者の万が一に備えます

育英費用の補償

扶養者が万が一の場合（火事・海外旅行中・交通事故等での死亡）に一時金が支払われます

＼もしもの4/

SNSいじめ誹謗中傷に

弁護のちから

いじめ・誹謗中傷などへの対応、法的なトラブルを弁護士がサポートします

傷害総合保険 児童・生徒総合補償制度

育英費用、児童・生徒の傷害・病気、家族を含めた賠償事故を総合的に補償する保険です。

団体割引・
過去の損害率による
割引適用

40% OFF

4月1日からの安心のために、3月31日までのお申込みをお薦めします

第1次締切	お申込み切 保険期間 2026年4月1日午後4時～2027年4月1日午後4時まで1年間	2026年3月31日(火)
第2次締切	お申込み切 保険期間 2026年5月1日午前0時～2027年4月1日午後4時まで11か月	2026年4月25日(土)
第3次締切	お申込み切 保険期間 2026年6月1日午前0時～2027年4月1日午後4時まで10か月	2026年5月25日(月)

●加入申込はWEBで！（申込方法は2ページ）

保護者のみなさまへ

お子さまのご入園、ご入学、ご進級、おめでとうございます。
新生活のスタートにあたり、お子様とご家族の日常のリスクに備える補償制度をご案内いたします。
多くの皆さまにご加入いただいたことにより、2026年度は団体割引率等が向上いたしました。

補償制度の特長

- ・全プランで自転車による賠償事故高額化に対応した個人賠償無制限に加え、100分の無料カウンセリングサービスをご利用できます。
- ・さらに2026年度より、誰にでも起こりうる可能性がある不登校のリスクに備える「学びの継続支援制度」を全プランで選択いただけます。

透明性のある運営

掛金から受け取る制度運営費と集金事務費は各園、各校PTA、各PTA連合会への活動助成金ならびに弊会運営のために適切に活用いたします。

子どもたちとご家族が必要とする「わかりやすく透明性のある補償制度」を引き続き皆様に提供できるよう努力してまいります。

ぜひこの機会に本補償制度をご検討くださいますようお願い申し上げます。

一般社団法人全国PTA連絡協議会
代表理事 長谷川 浩章

new 学びの継続支援制度

一時金として10万円 給付



全国PTA連絡協議会では、誰にでも起こりうる不登校となってしまった場合の、学びの継続を支援する「学びの継続支援制度」を2026年度4月より開始いたします。

※学校に在籍する満6歳～満15歳の児童・生徒（小学1年生～中学3年生）が対象です。

※2026年3月31日までのお申し込みが必要となります。

※全国PTA連絡協議会の独自制度です。

※詳しくは7ページをご覧ください。

自転車による賠償事故の高額化に備えて

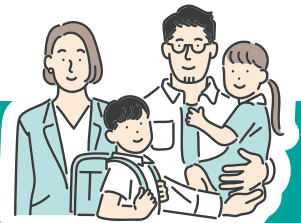
（個人賠償責任補償）

保険金額は無制限（日本国外は1億円限度）



自転車の重大事故によって高額な賠償金を請求されるケースが増えています。そのため、各自治体では、“被害者の保護”と“加害者の経済的負担軽減”のため、自転車保険への加入を義務化する動きが進んでいます。本補償制度は、お子さまだけでなくご家族の皆様が、自転車運転中に誤って他人にケガを負わせたり、駐車中のクルマをキズつけ賠償しなければならない場合はもちろん、日常生活による偶然な事故で法律上の賠償事故を負ってしまった場合に備え、**賠償金額・無制限での補償（示談交渉サービス付（日本国内のみ））**を全プランに導入しています。この機会に是非ご加入をご検討ください。





ご加入手続きについて

ご注意事項

掛金は口座振替となり、毎年の自動継続となります。既に参加されている方には保険会社より自動継続のご案内メールをお送りいたしますので、再度のお手続きはご不要です。

Step1 全国PTA連絡協議会の個人会員に登録ください

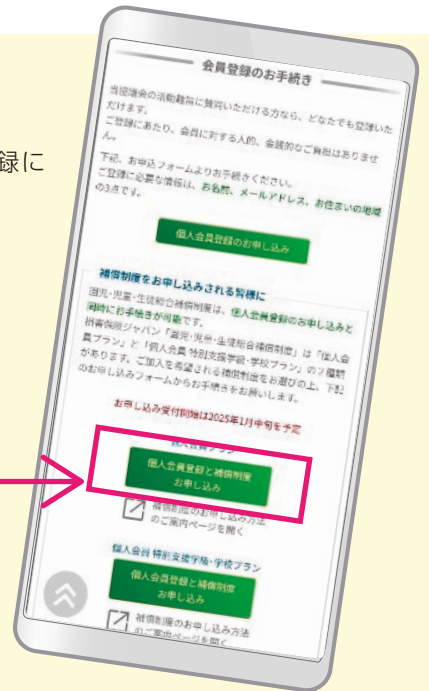
当協議会の目的に賛同していただける方なら、どなたでもご入会いただけます。ご登録にあたり、会員に対する人的、金銭的なご負担はありません。

こちらの
2次元コード
よりアクセス!!



※標準カメラからの
2次元コードスキャンが便利です

「個人会員登録と補償制度のお申し込み」をタップし、必要事項を入力して送信してください。ご登録に必要な情報は、お名前、メールアドレス、お住まいの地域の3点です。登録後、全Pよりご案内メールを送信させていただきます。
「@zen-p.net」のドメインを受信できるように設定してください。



Step2 補償制度加入手続き

当議会からのご案内メールに記載されたお申し込み用URLから、補償制度加入のお手続きをお願いします。あらかじめ、ご加入するプランをお手元のパンフレットからお選びいただいております。

お申し込み用URLがご不明な場合は、[Step1] から、再度のお手続きをお願いします。

アクセス推奨環境について

スマートフォン(タブレット) **iPhone/iPad** OS…iOS11以降 ブラウザ…Safari パソコン **Windows** OS…Windows11以降 ブラウザ…Edge/Chrome/Firefox **Mac** OS…Mac OS Sierra 10.12 ブラウザ…safari/Chrome

※iPhone/iPadのブラウザについて
ブラウザのバージョンはiPadでは確認できませんが、通常はOSのソフトウェアアップデートで自動的にバージョンアップされます。
※古いバージョンのOSおよびブラウザでは正常に動作しないことがありますので、最新版のインストールを推奨いたします。

ご加入内容の
登録が完了
したら

ご加入内容の登録後、そのままインターネット上で口座をご登録いただけます。



お引き落とし確認後、お支払い手続き完了メールが登録したメールアドレスに数日以内に届きます。以後、加入者証はWEB画面でいつでも確認できます。

お振替日について

- 口座からのお引き落とし日は、毎月25日を申込締切日として、翌月27日となります。
※27日が金融機関の休日の場合、その翌営業日となります。
- 前日までにご指定の口座までご準備をお願いいたします。

インターネット口座振替なら、
時間・場所を選ばずにご利用が可能です!!



ご利用になる金融機関をご選択のうえ、
口座情報のご登録をお願い致します。

インターネット口座振替

ご登録いただいた口座からお支払いが可能です。



口座のご登録にあたってのご注意

- 各金融機関のサイト内で本人確認のためのお客様番号・パスワード・暗証番号・生年月日・通帳最終記帳残高等の情報の入力が必要な場合があります。
- 金融機関によっては利用時間に制限がある場合がございます。
- 金融機関のWEBサイト内に関するご質問は、金融機関までお問い合わせください。
- 一部WEB対応していない金融機関がありますので、ご注意ください。(例:JAバンク・漁業協同組合など)
- 収納代行サービス会社は三菱UFJニコス収納代行サービスとなります。

無料!

SOMPO 健康生活サポートサービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、児童・生徒総合補償制度にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料の電話相談サービスです。

- 健康・医療相談サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス（予約制）
- メンタルヘルス相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 法律・税務・年金相談サービス（予約制）
一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス
- 子どものお悩みほっとライン

(注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
 (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
 (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
 (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 (注5) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
 (注6) 1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
 (注7) 応対者の指名はできません。
 (注8) ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます。
 (注9) 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
 (注10) ご利用いただく際は、加入者証に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

無料!

不登校支援カウンセリングサービス

不登校支援センターとの連携を通じ、不登校時におけるお子さまと保護者の不安に寄り添いサポートできる相談先と、不登校の未然防止に向け、以下のサービスをご提供します。
 対象：本制度にご加入の小学校1年生～高校3年生までの児童生徒およびその保護者の皆さま

- ① 無料100分相談カウンセリング
- ② 無料メール相談
- ③ 無料メール講座（SOMPOオリジナル）

※①～③は重複してご利用いただくことが可能です。

全国どこでもご相談可能

確かな支援を親子に

- 初回無料カウンセリング100分
- 無料メール相談
- 無料メール講座

info@futoukou119.or.jp https://www.futoukou119.or.jp/



子ども向け補償制度のご加入者

子どもが不登校に どうすれば？
 週明け学校に 行けなくなった
 子どもに合った 選択肢が知りたい



保護者



児童生徒（小学生～高校生）

ご紹介



不登校未然防止・カウンセリング支援

無料100分相談
カウンセリング



メール相談
メール講座

(注1) 本サービスは一般社団法人不登校支援センターがご提供します。

園児・児童・生徒総合補償制度

保険期間 2026年4月1日 午後4時～2027年4月1日 午後4時まで1年間
(職種別A級)

団体割引・過去の損害率による割引適用 **40% OFF**

1ヶ月あたり750円!
(プランB 年間掛金9,000円の場合)

1年間を補償! 保険期間と保険金額・掛金

		おすすめ!	人気No.1	備えて安心!			
		プランSS	プランS	プランA	プランB	プランC	プランL
割引適用前の掛金		37,620円	30,110円	21,410円	15,360円	6,800円	8,630円
年間掛金 一時払 掛金には※制度運営費が含まれています		23,000円	18,000円	13,000円	9,000円	4,000円	5,000円
中途加入の場合	締切日と保険期間	中途加入時の掛金					
	2次締切日 2026/4/25まで 保険期間 2026/5/1～11か月	21,170円	16,570円	11,970円	8,270円	3,680円	4,590円
	3次締切日 2026/5/25まで 保険期間 2026/6/1～10か月	19,370円	15,170円	10,950円	7,590円	3,370円	4,220円

個人賠償責任保険金額		国内: 無制限 (国外:1億円)				国内:無制限 (国外:1億円)	
育英費用保険金		100万円	100万円	75万円	50万円	—	—
ケガ	死亡・後遺障害保険金	586万円	512万円	441万円	383万円	226万円	203万円
	入院保険金日額	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円	—
	手術保険金	外来の手術:入院保険金日額の5倍 入院中の手術:入院保険金日額の10倍					
疾病	通院保険金日額	2,500円	2,000円	1,500円	1,000円	—	—
	入院保険金日額	5,000円	2,000円	2,000円	—	—	—
	手術保険金	外来の手術:入院保険金日額の5倍 入院中の手術:入院保険金日額の10倍					
通院保険金日額 (継続して4日を超えて入院し、退院後の通院)	2,500円	1,000円	1,000円	—	—	—	
入院療養一時金	10万円	10万円	10万円	—	—	—	
弁護士費用保険金 (自己負担割合10%)	通算300万円 限度	通算100万円 限度	—	—	—	通算100万円 限度	
法律相談・書類作成費用保険金 (自己負担額1,000円)	通算10万円 限度	通算10万円 限度	—	—	—	通算10万円 限度	
携行品損害補償 (自己負担額3,000円)	10万円	10万円	—	—	—	—	
天災補償 (地震・噴火またはこれらによる津波)	○	○	○	○	○	○	
熱中症補償 (日射・熱射)	○	○	○	○	○	○	
細菌性食中毒・ウイルス性食中毒補償	○	○	○	○	○	○	
特定感染症 (O-157 等)	○	○	○	○	—	—	
※制度運営費	1,100円	900円	650円	450円	200円	250円	

全国PTA連絡協議会独自制度 学びの継続支援制度プラン (登校再開支援金:10万円) ※2026年3月31日までのお申し込みが必要となります。	プランSS1 24,100円	プランS1 19,100円	プランA1 14,100円	プランB1 10,100円	プランC1 5,100円	プランL1 6,100円
	※それぞれのプランには学びの継続支援制度プラン/年間保険料1,100円と制度運営費が含まれています。					

※地震、噴火またはこれらによる津波の補償は、ケガの補償と育英費用保険金が対象となります。 ※天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約 (180日) がセットされています。
 ※SS、S、A、B、SS1、S1、A1、B1プランには特定感染症危険 (後遺障害・入院・通院および葬祭費用保険金) 補償特約がセットされています。
 ※保険料のうち、疾病保険特約および入院療養一時金支払特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。(2025年11月現在)
 ※団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのであらかじめご了承ください。
 ※制度運営費は、一般社団法人 全国PTA連絡協議会の補償制度を含めた運営費及びPTA連合会等に対する助成制度などに使用いたします。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。



他人に損害を与えた場合

個人賠償責任補償 (国内外補償)

補償の対象者
ご本人とご家族



国内外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人のものを壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の賠償責任を負担することになった場合に補償します。

例えば
こんな時

- ・自転車で他人にぶつかりケガを負わせた
- ・飼い犬が他人にかみついてケガを負わせた
- ・友人に借りたタブレットを破損した*
- ・スキー中に他人にケガを負わせた

*ご自身で所有しているタブレットは補償の対象外となりますので、ご注意ください。

■子どもが加害者になることも

およそ8分に1件の割合で、自転車事故が発生しています。*

*一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故への備えに関するチラシ・全国版2021年8月版」より



保険金額 無制限!
(日本国外は1億円限度)

GIGAスクール
対応!

自転車条例に
対応!

示談交渉サービス付き!
(日本国内のみ)

ケガや病気で入院・手術をする場合

24時間365日の補償

補償の対象者
ご本人のみ



お子様が学校だけではなく、日常生活でのケガ・熱中症・疾病などに対して補償されます。

例えば
こんな時

- ・学校でケガをしてしまった
- ・日常生活でのケガ
- ・レジャー・スポーツ中のケガ
- ・交通事故によるケガ

■学校でのケガの半数以上が 運動中の活動で発生しています。

特に、運動中のケガによるご請求が例年増加しております。



＼ 実際にあった補償事例 /

自転車運転中に転倒し、骨折をした。10日間入院し、手術も行った。退院後、20日間通院した。

保険金支払額 **9万円**

内訳

入院保険金	3,000円×10日	…	3万円
手術保険金	3,000円×10倍	…	3万円
通院保険金	1,500円×20日	…	3万円

*実際のお支払いはご加入の内容やおケガの状態により異なります。

天災の補償

地震・噴火またはこれらによる津波の事故でケガをした場合に、入院・通院・死亡・後遺障害・手術および育英費用※を補償します。
※上記事故により扶養者が扶養不能状態になった場合。

熱中症の補償

日射または熱射により身体に障害を被った場合に入院・通院・死亡・後遺障害・手術を補償します。

食中毒の補償

細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により、死亡・後遺障害が生じた場合・入院・手術・通院した場合に補償します。

特定感染症の補償

O-157などの特定感染症により、後遺障害が生じた場合・入院・通院した場合・葬祭費用を負担された場合に補償します。

事故により扶養者に 万一のことがあった場合

育英費用の補償

補償の対象者
扶養者



扶養者の方がケガにより死亡した場合、所定の重度後遺障害が生じた場合に補償します。

例えば
こんな時

- ・扶養者が火事で死亡した
- ・扶養者が海外旅行中に死亡した
- ・扶養者が車に衝突されて死亡した

身のまわり品が盗難・事故で 破損してしまった場合

携行品損害の補償

補償の対象者
ご本人のみ



生徒本人の身の回り品が居住する建物外において盗まれたり、偶然な事故で破損した場合に補償されます。

例えば
こんな時

- ・公園でバドミントンで遊んでいたところ、誤ってラケットを折ってしまった。



いじめや誹謗中傷などの法的なトラブル時に

弁護のちから

補償の対象者
ご本人のみ



次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

例えば
こんな時

人格権侵害*

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいじめられない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

(※) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。国内補償(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

保険金額
通算 **300万円**限度
(SS,SS1プラン)
通算 **100万円**限度
(L,L1,S,S1プラン)
(保険期間1年間につき)

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任にか
かった費用 \times (100% - **自己負担割合 10%**)

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

保険金額
通算 **10万円**限度
(保険期間1年間につき)

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成に
かかった費用 $-$ **自己負担額 (免責金額) 1,000円**

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。



いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

＼ お支払い事例 (被害事故に関するトラブル) /

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

保険金支払額 **45万円9,000円**

弁護士等への委任にかかった費用 **50万円** (着手金 15万円・報酬金 35万円) \rightarrow 弁護士費用保険金のお支払い額 $50万円 \times (100\% - 10\%) = 45万円$

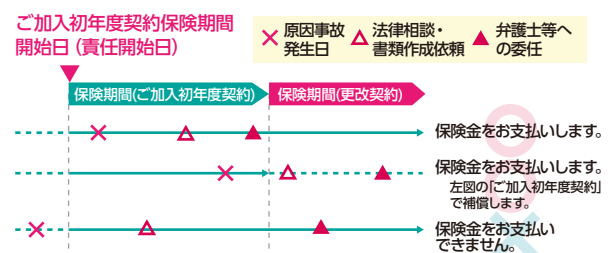
法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円** \rightarrow 法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額 $1万円 - 1,000円 = 9,000円$

(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時(中途加入の場合は午前0時)に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生をおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

保険責任の開始 (原因事故発生日と保険期間との関係) (イメージ図)



金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心!

弁護士紹介サービス

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

被害事故・嫌がらせ相談窓口

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
 - (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
 - (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
 - (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
- 事故サポートセンター: 【受付時間】 24時間365日 0120-727-110

new 学びの継続支援制度プラン

学びの継続支援金

補償の対象者
ご本人のみ



全国PTA連絡協議会では、誰にでも起こりうる不登校となってしまった場合の、学びの継続を支援する「学びの継続支援制度」を2026年度4月より開始いたします。

※学校に在籍する満6歳～満15歳の児童・生徒(小学1年生～中学3年生)が対象です。

※2026年3月31日までのお申し込みが必要となります。

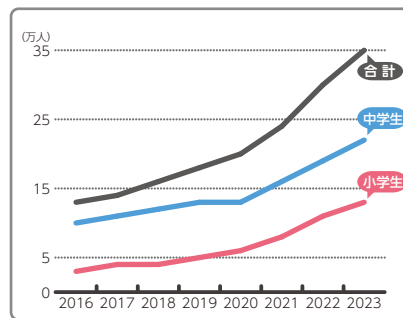


支援金制度の背景と概要

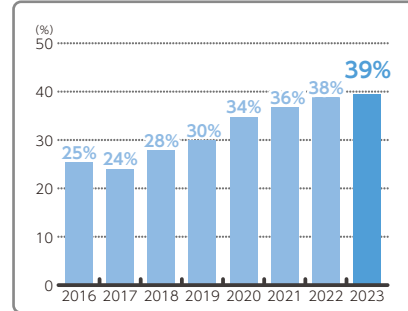
文部科学省が公表した登校に関する最新の調査データによると、令和5年度の小中学校における不登校児童生徒数は過去最多の34万人超となることが明らかになりました。

一方で、同じく文部科学省の公表データによると、不登校児童生徒のうち、学校内外で相談・支援を受けていない子どもは令和5年度の調査で13万4,368人と、全体の約39%を占めています。

不登校の小中学生の推移



学校内外で支援を受けていない児童生徒数



出典:「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」(文科省) (令和5年10月)

支援金について

支援金として **10万円** (定額) を給付します。

(支援金の支払い回数は小学校で1回、中学校で1回を限度とします)

(注1)主な用途を、児童・生徒の復学および学校外での多様な学びの確保、学校以外の教育機会確保・各種支援に資する事項への利用を想定しています。

(注2)2026年4月1日以前に不登校となっている場合、学びの継続支援金のお支払い対象外となります。

利用例

- ・復学に向けたカウンセリング費用
- ・フリースクールの入会金・授業料
- ・学びの多様化学校などへの通学費用
- ・自宅での通信学習費用

など

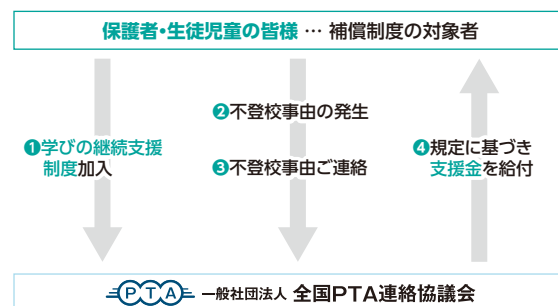
支援金の給付対象となる場合

以下の①②の両方を満たす場合とします。

- ①文部科学省の定める不登校定義の充足
<定義>
何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある状態により、年間30日以上欠席した場合。ただし、病気や経済的な理由によるものは除く
- ②在籍する学校指定のスクールカウンセラー、相談員等への専門的相談

詳細は、別紙「あらまし(契約概要のご説明)」から全国PTA連絡協議会の「学びの継続支援制度に関する規約」をご覧ください。

制度の仕組み



不登校事由が発生したら

学びの継続支援制度プラン

右の2次元コードまたはURLより全国PTA連絡協議会まで報告・申請をお願いいたします。

https://zen-p.net/sins/ins_ssz#procedure



事故のご連絡について

万一、事故にあわれたら

事故にあわれたときは、**早急に取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。**

事故の発生の日から**30日以内**にご通知がない場合は、

保険金の全額または一部をお支払いできない

ことがありますのでご注意ください。

賠償しなければならないと思われる事故が発生した場合は、

事故の対応につきご相談ください。

あらかじめ**損保ジャパン**とご相談されず賠償金を支払われた

場合は、**保険金の全額または一部をお支払いできないこと**

がありますのでご注意ください。

事故が起こった場合のご連絡先

損保ジャパン事故サポートセンター

0120-727-110

- 事故の受付時には「全国PTA連絡協議会の団体保険に加入しています」とお伝えください。

受付時間

24時間

365日



LINEで **事故のご連絡** と

保険金のご請求 も可能です!

1. 下記の2次元コードを読み取って、当社公式アカウントの友だち追加を行ってください。

2. 損保ジャパン公式アカウントメニュー内の「チャット受付」をタップし、自動応答に沿って事故情報を入力ください。



LINE友だち登録はこちらから



「LINE」はLINEヤフー(株)の商標登録です。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808(通話料有料)

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は保険料の払込後、WEB画面でご確認ください。確認できない場合は損保ジャパンまでご照会ください。
- SS,SS1,S,S1,A,A1タイプのうち疾病保険特約および入院療養一時金支払特約保険料については、介護医療保険料控除の対象となります。10月以降、対象の方へ《団体保険加入者カード(加入者証)・保険料控除証明書》が発送されます。届かない場合は損保ジャパンまでご照会ください。

補償制度に関するお問い合わせは

取扱代理店 **株式会社インターフィールド・トラスト**

〒123-0863 東京都足立区谷在家1-23-11-701

TEL: 03-3857-9398 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

共同募集代理店 **株式会社EWF**

〒174-0063 東京都板橋区前野町2-16-1

常盤台ガーデンソサエティ403

E-mail office@ewf.co.jp

団体契約者



一般社団法人
全国PTA連絡協議会

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

東京都支店東京第五支社

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL: 050-3788-9806 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)